

相談事例

ID: 02-02-035

相談タイトル

屋根塗装改修工事に係る塗装業者の施工不良について

Q：ご相談内容

これまでは家を建築した建設会社に頼み、数回、家の修繕工事を実施した。しかし、今回の屋根の塗装改修については、建設会社から塗装業者に直接発注するように言われた。紹介された業者に屋根の塗装を依頼したが、契約書の取り交わしはしなかった。施工完了の確認作業は建設会社が行ったので、相談者は特に確認をしなかった。翌日になり、よく見ると屋根の塗料が外壁に飛散していた。そのことを指摘したところ、補修作業として飛散した部分にだけ上塗りをされ、余計に目立つようになってしまった。原状回復を申し入れたところ、薄いピンク色だった外壁を真っ白に全面塗り替えられ、これ以上はできないと言われた。相談者は原状回復を希望している。外壁の塗装に関しての請求はなく、屋根の塗装費用として40万円+足場代20万円=60万円の請求を受けている。

A：回答

契約書の取り交わしがされていないということですので、契約不適合に対する契約書に基づく対応ができませんので、今後についても業者と交渉を行う必要があると考えます。

相談者の方は、外壁について原状回復をあくまで求められています。そのことは経年劣化した外壁塗装面を求めていることとなりますので、現実的には完全な対応は難しいのではないかと思います。相談者の方は、工事を行った塗装業者を信頼しておらず再度修繕をしてもらうより、他の業者に施工させ費用を請求したいお考えのようですので、そのような方法も交渉のなかで挙げてみてはと思います。交渉が難航することも予想されますので、相談者の要求内容の確認も含め、弁護士等に法律的な対応方法（要求方法）について相談されてはと思います。